

令和5年度 広島県介護サービス事業者集団指導研修

介護サービスの情報公表制度について

令和6年3月

広島県健康福祉局医療介護基盤課

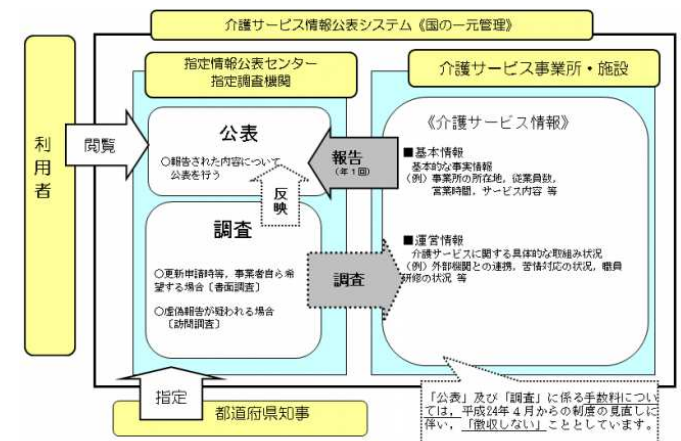
介護事業者指導グループ

概要

- 介護サービス事業者は、事業所の情報を、情報公表システムで報告することが義務付けられています。
(介護保険法第115条の35)
- 調査機関からの依頼文に基づき、介護サービス情報公表システムに入力してください。
- 令和6年4月から、介護サービス情報公表システムを使用して、事業所の経営状況の報告が必要となる見込みです。
- 情報公表システムに入力が必要な事項が追加されます。
- 重要事項説明書について、事業所のホームページもしくは公表システム掲示することとなります。

情報公表制度

- ・ 介護サービス事業者は、介護サービスを利用する者等が介護サービス事業者を主体的かつ適切に選択できるよう、その情報を国が作成した情報公表システムにより報告することが義務付けられています。（介護保険法第115条の35）
- ・ 県が定める計画に基づき、指定情報公表センターが各事業所に通知を送付します。
- ・ 各事業所は、毎年1回、直近の事業所情報を、インターネット上の「報告システム」を使って、県が指定した「指定情報公表センター」に報告します。
- ・ 「指定情報公表センター」は事業所から報告された内容を審査します。
※県が必要と認めた事業所については、報告された内容について、県が指定した「指定調査機関」による書面調査を実施します。
- ・ 「指定情報公表センター」はインターネットに事業所情報を公表します。
- ・ このことについての県のホームページは [こちら](#) です。
- ・ 広島県においては「シルバーサービス振興会」を「指定情報公表センター」として指定しております。



書面掲示の見直し

- 運営基準上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。

【省令改正】 【告示改正】 【通知改正】 （※令和7年度から義務付け）

- 上記の通り、令和6年改正によりそれぞれの事業所において、従来までの重要事項の書面掲示に加え、ホームページもしくは情報公表システムによりウェブサイトに重要事項等の情報の掲示をすることとなりました。
- 令和7年度から義務付けとなるため、準備しておいてください。

公表システムに記入が必要な事項

- 令和6年度の改定により、公表システムで公表する情報として下記の項目の追加が検討されています。
- 業務継続計画に関する取組状況
- 虐待防止に関する取組状況
- 身体的拘束等の適正化に関する取組状況

介護サービス情報公表制度において公表事項が追加されます

- 「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)において、社会福祉法人や障害福祉サービス事業所が法令の規定により事業所等の財務状況を公表することとされていることを踏まえて、介護サービス事業者についても同様に財務状況を公表することが適当である。と指摘されたことを踏まえ、介護保険法施行規則別表第2に「事業所等の財務状況」を公表することを規定する。(省令改正案)

(第109回社会保障審議会介護保険部会より引用)

※1 公表を求める財務諸表については、障害福祉サービス事業所等での報告事項を踏まえ、事業活動計算書(損益計算書)、資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)、貸借対照表(バランスシート)とする。(通知事項)

※2 公表にあたっては、原則として、介護サービス事業所又は施設単位とする。ただし、拠点や法人単位で一会計としており、事業所又は施設単位での区分けが困難な事業者においては、拠点単位や法人単位での公表を可能とすることとする。その際、公表対象が明確となるよう、当該会計に含まれている事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

- このように、事業所等の財務状況を公表することについて検討が進められています。
- 明確な内容については、国から示され次第お伝えします。

一人当たり賃金の公表について①

- 「介護保険制度の見直しに関する意見」において、「一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討することが適当である。その際、設置主体や給与体系等の違いに配慮することや、公表する情報に関係する個人が特定されないことがないよう配慮した仕組みを検討することが適当である。」と指摘されたことを踏まえ、一人当たり賃金の公表について、介護サービス情報公表制度において、任意での公表情報とすることとする（公表内容については通知で定める）。また、都道府県知事が、情報の提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた情報について「公表を行うよう配慮する」情報として明確化する（省令改正案）。

※1 公表にあたっては、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等がわかるような形での公表を可能とすることとする。（通知事項）

※2 原則として、介護サービス事業所又は施設単位とする。ただし、介護サービス事業者の希望に応じ、法人単位での公表を可能とする。その場合、含まれている介護サービス事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

【介護保険法施行規則の改正（案）】

（法第百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報）

第百四十条の六十二の二 法第百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの質及び労働時間、賃金その他の介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。（第109回社会保障審議会介護保険部会より引用）

一人当たり賃金の公表について②

- 先ほどのスライドのとおり、事業所の一人当たり賃金を、公表システムにおいて任意の公表情報とすると規定されます。
- 公表は任意ですが、公表システムに追加される項目として知っておいてください。

新たな調査が始まります

2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。

このため、①介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。

(第109回社会保障審議会介護保険部会より引用)

- 令和6年4月1日より、原則、全ての介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告することとなりました。

※ただし、下記のいずれかに該当する事業者は報告対象外です。

- ① 過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの
 - ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの
- 都道府県は、介護サービス事業者の経営情報に関する調査及び分析を行い、厚生労働大臣に報告し、厚生労働大臣は、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、経営情報の把握・分析、結果の公表することとされています。

事業所の経営状況の報告

- これにより介護サービス事業者に報告を求める項目は下記のとおりとされています。

- 1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
- 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- 4) その他必要な事項

この他、任意項目として「職種別の給与（給料・賞与）及びその人数」を求めることとなります。

- 報告期限は毎会計年度終了後3月以内です

※ 初回に限り、令和6年度内に提出で可となります。（附則により措置）

- 報告手段は下記の2パターンが想定されています。

1) 電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法

2) その他厚生労働省老健局長が定める方法

- 詳細な内容は国から示され次第お伝えします